

報道関係者 各位

令和2年5月19日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 片倉 和弘

(直通電話) 03-5403-2172

こだかさ 小高坂更生センター不当労働行為再審査事件 (平成30年(不再)第23号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 畠山 稔）は、令和2年5月18日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～団体交渉が行き詰まりの段階に至っていることから、その後の団体交渉申入れを拒否したことに正当な理由があるとした事案～

第6回団体交渉が終了し、その後に書面のやり取りをした段階では、双方の主張が平行線をたどっており、団体交渉を継続すべき特段の事情もなく、もはや団体交渉は行き詰まり、これ以上交渉を重ねても進展する見込みがない段階に至っているというべきであるから、第7回団体交渉申入れを法人が拒否したことは正当な理由がある。

I 当事者

再審査申立人：高知地域合同労働組合（「組合」）（高知県高知市）
組合員26名（初審申立時）

再審査被申立人：社会福祉法人小高坂更生センター（「法人」）（高知県高知市）
従業員約20名（平成23年4月1日現在）

II 事案の概要

- 本件は、法人が、組合員Aに係る提示額と実際に支払われた賃金額との差額の支払、安全配慮義務違反による精神疾患の発病に対する損害の補償及び再発防止対策等安全配慮義務の履行並びに時間外・休日労働に係る不払賃金の支払を交渉事項とする組合からの団体交渉申入れに対する①第1回から第6回までの団体交渉における対応が不誠実であったこと、②第7回団体交渉申入れを拒否したことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事案である。
- 初審高知県労委は、本件申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文要旨

初審命令を次のとおり変更

- (1) 平成26年6月25日から平成28年1月18日までの間の6回の団体交渉に係る申立てを却下
- (2) その余の申立てを棄却

2 判断の要旨

(1) 本件申立ての申立期間に係る適法性について

本件申立ては平成29年7月6日にされているから、同28年9月20日付けの第7回団体交渉申入れに対し、法人が、同月27日、組合と団体交渉を行う考えはない旨回答し、団体交渉を拒否した行為に係る本件申立ては、労働組合法（労組法）第27条第2項の申立期間内のもので適法である。

これに対し、平成26年6月25日から同28年1月18日までに実施された第6回までの団体交渉における法人の対応に係る本件申立ては、同項の申立期間を超過したもので、不適法として却下を免れない。

(2) 第7回団体交渉申入れの拒否の労組法第7条第2号該当性について

第6回までの団体交渉において、組合と法人双方はそれぞれ十分に主張をしており、しかも、法人は、組合からの説明要求に対し、組合の主張の内容及び程度に応じた説明をしており、団体交渉の総時間数は第1回から第6回までの合計で約7時間50分に及び、団体交渉にはいずれも法人の理事長が出席していることについても併せ考えれば、法人は誠実交渉義務を尽くしたといえる。

そして、第6回団体交渉後に組合から出された質問書の質問事項は従前と同一であり、これに対し、法人が、回答書において従前と同じ内容の回答をした上で、第6回団体交渉から4か月を過ぎても同じことの繰り返しであり、これ以上交渉しても平行線なので団体交渉はこれをもって終了する旨の文書回答をしている。

そうすると、第6回団体交渉が終了し、その後に書面のやり取りをした段階では、双方の主張は平行線をたどっており、団体交渉を継続すべき特段の事情もなく、もはや団体交渉は行き詰まり、これ以上交渉を重ねても進展する見込みがない段階に至っているというべきであるから、第7回団体交渉申入れを法人が拒否したことは、正当な理由があり、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たらない。

(3) 結論

上記(1)のとおり、第6回までの団体交渉における法人の対応に係る本件申立ては、不適法として却下を免れない。また、上記(2)のとおり、第7回団体交渉申入れの拒否に係る本件申立ては理由がないから棄却すべきである。これと一部異なる初審命令は相当でないから、初審命令を主文のとおり変更する。

【参考】

初審救済申立日 平成29年7月6日 (高知県労委平成29年(不)第1号)

初審命令交付日 平成30年3月23日

再審査申立日 平成30年4月5日